

起業する人から個人的な相続関連まで 幅広くサポートする専門家集団

今、IT関連を中心に起業する人が増えてきました。そしてその波を助長させるかのように、会社の設立が容易になる「新会社法」が今春施行されます。そうすると、税務を扱う税理士の必要性がますます高まってくるのです。
（ライター／高橋新）



起業するとき 税理士の力は有効

日本で生活していく中で絶対避けては通れないのが、税金に関する事ではないでしょうか。ひとりで税金といっても、その種類はさまざま。直接なのか間接なのか、個人なのか法人なのか、大きく分ければ、こうした対象で大別できます。しかし、法人の税金については、金額も処理する量も多く、経営者である社長がすべてを取り仕切り、手続きなどを行うことは至難の業。

そこで必要となる存在が税理士。個人から法人まで税金を扱うエキスパートであり税の管理人、会社を影からサポートしてくれる存在です。

『尾崎税理士事務所』は、会社組織や個人に問わず、起業をする人や開業を考えている医者などの税務処理をはじめ様々な経営に関する問題を手がけています。「会社の社長であれサラリーマンであれ、

医者であれ、必ず関わりのある相続の問題についても、ご相談に乗らせていただいていますね。経理指導や税務相談を請け負っていただければ必ず案件として相続対策は出てきますから」と尾崎さん。

フレキシブルに対応できる 税理士が求められる

一般的に税理士は税金の管理人のような印象。ところが尾崎さんは、クライアントの事業が順調に運び、次代に引き継がれていくことを第一に、お金に関するアドバイスをするというスタンスを貫いているそう。「決して上からモノを言うような態度はしていません。常に前向きに考えているので、問題を経営者の方と一緒に考えて改善していきます。彼だつたら力になってくれると、頼りにしてもらった時はうれいすね」。

今年、平成18年4月から新会社法が施行されます。それに伴い、今までの税務処理通

会社起業がこれから変わる!? 平成18年4月施行予定の 新会社法の大きな特徴

ベンチャー企業が増えて行くなか、商法が改正され、新会社法が制定された。これにより自由に会社を立ち上げることが可能になった。

1 最低資本金制度の撤廃
有限会社制度の消滅。資本金が1円以上での設立・存続が可能になった。

2 取締役は一人でもOK。
役員任期も延長。一人で立ち上げることができ、なおかつ役員の任期が10年まで延長できるようになった。

3 合同会社、LLP、会計参与の新設
株式会社と民法上の組合の長所をあわせ持つLLPやLLCの新会社形態が誕生。それにともない、税理士、公認会計士だけが就く、会社の監査役の機関「会計参与」も創設される。



尾崎寛 プロフィール

大阪府大阪市出身。明治大学商学部にて国際経済学を専攻。会計事務所勤務を経て、2000年より尾崎税理士事務所開業。現在に至る。税務、経理の枠を超えて、広い視野をもったアドバイスを心がけている。ファイナンシャルプランナーとしても活躍し、金融や不動産、そして海外に関する相談も手がける。

INFORMATION

尾崎税理士事務所

東京都中央区日本橋兜町12-1 太洋ビル7F

☎03-6443-7760 ☎03-6443-7761

営業時間／9:00～17:30 定休日／土・日曜日・祝日

<http://ozaki-zeimu.com>